

令和 8 年度阪南市一般廃棄物（生活排水編）処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項に基づき、下記のとおり定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 8 年 5 月 25 日

阪南市長 上甲 誠

記

1 計画区域

阪南市全域

2 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区分	収集運搬の主体	収集運搬の頻度	収集量 (kℓ/年)
し尿 (汲み取りトイレ、仮設トイレ等)	許可業者	定期又は 申し込み	7, 6 3 8
浄化槽汚泥・し尿を含むその他 汚泥 (以下「浄化槽汚泥等」とい う。)	許可業者	定期又は 申し込み	1 4, 8 8 2
合 計			2 2, 5 2 0

(2) 収集運搬方法等

- a. 公共下水道整備区域内で公共下水道に接続するし尿及び生活雑排水は、公共下水道に排水する。
- b. 一般家庭、店舗及び事務所等の汲み取りトイレから排出されるし尿は、市民等の申し込みにより市が許可した一般廃棄物収集運搬業者（別紙 1）のバキューム車に

より収集し、はんなん浄化センターMIZUTAMA 館（以下「MIZUTAMA 館」という。）へ搬入する。

- c. 仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を市が許可した一般廃棄物収集運搬業者（別紙1）に収集運搬を申し込み、バキューム車にてMIZUTAMA 館へ搬入する。
- d. 浄化槽を管理する者（以下、「浄化槽管理者」と言う。）は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検については大阪府知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃については市が許可した浄化槽清掃業者（別紙1）に委託して年1回以上（全ばっ気方式の浄化槽については6ヶ月に1回以上）実施するものとする。
- e. 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を市が許可した一般廃棄物収集運搬業者（別紙1）に収集を依頼し、バキューム車にてMIZUTAMA 館へ搬入する。
- f. し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬にあたっては、発生源の異なるものをバキューム車に混載しないこととする。

（3）収集運搬体制

収集運搬の区分	許可業者数	配置車両数
し尿・浄化槽汚泥等	4業者	1. 8kℓ車：8台 2. 7kℓ車：2台 3. 7kℓ車：2台

4 中間処理・最終処分計画

（1）中間処理方法及び処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理主体	処理量 (Kℓ/年)	処理方法等
し尿 浄化槽汚泥等	市（直営）	22,520	MIZUTAMA 館において処理する。 なお、余剰汚泥は専門業者に処理を委託し、処理水は公共用水域（男里川）へ放流する。

(2) 最終処分方法及び処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理主体	処理量 (ト/年)	処理方法等
し渣	市 (委託)	7	泉南清掃事務組合にて焼却処分後、埋め立て処分
汚泥	市 (委託)	503	専門業者にて堆肥化

5 処理施設の概要

施設名	ほんなん浄化センターMIZUTAMA 館
所在地	阪南市下出326番地
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理
処理能力	74kℓ/日

6 普及啓発等

(1) 公共下水道接続の促進

公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続を促進するため、水洗便所改造資金融資あっせん制度の実施、及び供用開始後3ヵ年を経過している未接続世帯を戸別訪問し、調査等を行う。

(2) 合併処理浄化槽設置費等の補助

公共下水道認可区域外の地域において、専用住宅における汲み取りトイレ又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、合併処理浄化槽設置費及び単独処理浄化槽撤去費並びに宅内配管工事費の一部を補助する。

(3) 普及啓発

浄化槽の適正な維持管理について、広報誌等により啓発を行う。

また、計測器を導入し収集量を明確にすることで、簡易水洗トイレを設置している市民等が、雨水の流入の防止及び洗浄水量等の抑制を図ることにより、市域における汚水処理量の削減に寄与する。

別紙 1

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧（し尿・浄化槽汚泥等）

許可業者名	所在地
植田清掃	阪南市尾崎町 5 丁目 29-25
有限会社 大洲	阪南市鳥取中 703-1
有限会社 道慶清掃	阪南市山中溪 388 番地
有限会社 南工業所	阪南市貝掛 669 番地の 2